

「消費生活に関する県民意識調査」及び「消費者教育に関する教育機関への実態調査」の実施結果のポイント

令和5年12月
消費生活センター

「鳥取県消費者教育推進計画」（以下「本計画」という。）の改定にあたり、消費者教育施策の検討に必要な基礎資料を得ることを目的に実施した標記調査の結果がまとまった。ポイントは次のとおり。

1 消費生活に関する県民意識調査

- 調査対象：18歳以上の県内在住者3,000名（各市町村の住民基本台帳から無作為抽出）
- 調査方法：郵送調査
- 調査期間：令和5年6月15日から7月14日まで
- 回答状況：有効回答件数1,122（有効回答率37.4%）

- (1) 消費者被害の経験と被害にあった際の相談の有無 ※ 括弧内は前回調査（平成30年実施）結果との比較
- ・自分又は家族が被害に「あったことがある」「あいさうになったがあわなかった」の合計 43.5%（▲4.6p）
 - ・消費者被害にあった際にどこかへ（誰かへ）「相談したり、伝えたりした」 57.2%（+5.5p）
- (2) 消費生活相談窓口及び消費者ホットライン188の認知状況
- ・消費生活相談窓口「相談したことがある」「相談したことはないが名前も業務内容も知っている」の合計
県消費生活センター 40.4%（▲1.4p）、市町村消費生活相談窓口 32.3%（▲2.7p）
 - ・消費者ホットライン188「知っている」 22.4%（令和5年調査からの新規項目）
- ⇒消費生活相談窓口や消費者ホットライン188の周知を強化し、自身や周囲の人が消費者トラブルにあった際には適切な相談窓口につなげられるようにすることが必要。
- (3) 消費者講座への参加経験
- ・「参加したことがある」4.9%（▲3.0p）「実施されていることは知っていたが、参加したことはない」26.7%（▲3.4p）「実施されていることを知らない」68.4%（+6.4p）
 - ・「実施されていることは知っていたが、参加したことはない」と回答した理由
 - ①「日程が合わない」45.6%（▲3.2p）
 - ②「忙しく時間がない」35.1%（▲1.3p）
 - ③「参加するのがめんどろだった」27.7%（+5.3p）
- ⇒消費者講座への参加を促すために、オンライン講座等、参加方法の選択肢を増やすとともに、周知方法を工夫することが必要。
- (4) 消費者被害にあいやすいとされる人の被害防止のために重要な取組
- ・青少年：①「家族・親戚で日ごろから話題にするよう心がける」76.4%（▲2.5p）、②「学校の授業等で学習する」70.3%（+2.2p）、③「報道機関に被害情報などを取り上げてもらう」48.4%（+3.7p）
 - ・高齢者：①「家族・親戚で日ごろから話題にするよう心がける」79.5%（▲0.4p）、②「近隣同士で声を掛け合う」44.2%（▲6.6p）、③「行政と関係団体とが連携して注意を呼びかける」35.0%（▲1.4p）
 - ・障がい者：①「家族・親戚で日ごろから話題にするよう心がける」77.9%（+0.8p）、②「行政と地域の障がい者との関係のある団体とが連携して注意を呼びかける」55.1%（+0.3p）、③「障がい者の参加する地域の行事などで注意を呼びかける」49.1%（▲8.1p）
- ⇒判断力の低下した高齢者や障がい者等の要配慮者を消費者被害から守るためには、家族や近隣同士で日頃から話題にするよう働きかけるほか、地域住民や行政機関、関係団体が連携して要配慮者を見守り、注意を呼び掛ける仕組みの構築が必要。

2 消費者教育に関する教育機関への実態調査

- 調査対象：県内に所在する幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の全数（417機関）
- 調査方法：郵送調査
- 調査期間：令和5年6月15日から7月14日まで
- 回答状況：幼稚園等58.2%（117）、小学校56.1%（64）、中学校42.6%（23）、義務教育学校50.0%（3）、高等学校75.0%（24）、特別支援学校70.0%（7）（括弧内は有効回答数）

（1）消費者教育の実施状況に対する認識 ※ 括弧内は前回調査（平成30年実施）結果との比較

- ・消費者教育を「十分実施できている」「ある程度実施できている」の合計

小学校 77.4% (+24.7p)、中学校 95.7% (+10.0p)、高等学校 85.0% (+24.2p)、特別支援学校 80.0% (+8.6p)

⇒すべての教育機関の種別で実施できていると回答した割合が増加した。

（2）消費者教育の成果に対する認識

- ・消費者教育の成果を「大いに感じる」「少し感じる」の合計

小学校 80.6% (+8.5p)、中学校 82.6% (+7.1p)、高等学校 86.4% (+11.4p)、

特別支援学校 100% (±0)

⇒すべての教育機関の種別で成果を感じると回答した割合が増加した。

（3）消費者教育を実施するに当たっての課題

多くの教育機関で「教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない」、「活用できる教材が少ない」、「指導者や講師となる人材の情報が得られない」、「他の優先課題があり取り組めない」といった回答が多く寄せられた。

⇒ 教育機関における消費者教育の実施に当たり、教員の指導力向上、消費者教育に役立つ教材や外部講師等の情報不足、他業務による教員の多忙等が課題となっている。

教員の指導力向上を目的とした研修の実施や、消費者問題に精通した外部講師の派遣、最新の消費者トラブル事例、活用しやすい教材の情報提供などに取り組むことが必要。

3 今後の予定

11月6日（月）に開催した令和5年度第1回鳥取県消費者教育推進地域協議会での委員意見を踏まえて計画改定案をまとめ、パブリックコメントを実施したうえで、令和5年度末には本計画を改定することとしている。